

盛岡広域成年後見センター ニュースレター

第6号 令和3年10月28日発行



「市民のための成年後見制度」講演会を開催しました

「成年後見制度を活かそう～共生社会を目指して～」をテーマに10月2日(土)、講演会を矢巾町田園ホールにて開催しました。この市民向け講演会は、昨年度の滝沢市での開催に続き2回目となりました。当日は、矢巾町及び紫波町にお住まいの方々を中心に80名のご参加をいただきました。

講師の石橋乙秀弁護士(特定非営利活動法人成年後見センターもりおか理事長)は、成年後見制度を取り巻く現状について様々なデータを示しながら、成年後見制度と私たちの暮らしがどのように関わりがあるかについて具体的にお話しをされました。

【講演内容～抜粋～】

成年後見制度は、高齢者の福祉サービスが、従来の措置制度から、契約に基づく介護保険制度へ移行することに伴い、契約者の意思決定を尊重する仕組みとして、2000年に介護保険制度と同時に施行されました。こうした経緯から、介護保険と成年後見制度は、「車の両輪」とも言われております。しかし、介護保険制度の普及が進む一方で成年後見制度の利用が進んでいないという現実があります。

2020年末現在で、全国で232,287人の方が、岩手県内では1,963人の方が利用しているにすぎません。また、申立理由は、多い順に預貯金の管理、身上保護、介護保険契約等となっております。

成年後見制度の利用が進まない理由として、「親族が後見人になりにくい」、「報酬が必要になる」、「手続きが煩雑だ」等があげられております。例えば、その一つとして、預金、不動産、生命保険など、本人の財産を正確に把握する必要があるなど、申立手続きの煩雑さがあげられていますが、申立て時点で把握している部分を記入すれば良いなど、誤解が原因となっているものもあります。

成年後見制度は、財産管理が強調された感がありますが、ご本人の意思に基づいてサービスを利用するために適切な契約をする等、本人支援を重視する流れを重視する流れに変わりつつあります。

本人の意思決定支援を適切に行うためには、本人を取り巻く福祉機関や家族との連携が非常に重要です。後見人に第三者が入ることを好ましくないと思われる向きもありますが、「本人にとって何が一番良いか。」を大事に、柔軟に考え、制度を十分に活用し、高齢になっても障がいがあっても、ともに尊重し生きていく、共生社会の実現を目指しましょう。

そして、制度を活用し、高齢になっても障がいがあっても、ともに生きていく社会を目指しましょう。



※ 新型コロナウイルス感染の新規感染者数が減少し、岩手県から出されていた緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が9月30日付けで終了となった直後の開催でしたが、多くの方にご参加をいただきました。

大変ありがとうございました。

「成年後見制度 出前講座」を行っています

上記のような講演会は、年に1回程度の開催となりますが、成年後見制度をより多くの方に広くご理解をいただく機会として、当センターの職員が地域に出向き、説明を行う、出前講座を行っています。少人数の集まりでも差支えありません。お気軽にお問合せください。

【実施例】

- ・公民館で地域住民向け講座として実施
- ・福祉施設(事業所)の職員向け研修として実施
- ・保護者会や家族会の勉強会・研修会として実施 等

※ 料金は、無料です。(講師謝金、講師旅費不要)

※ 講座終了後、個別の相談対応も可能です。



「盛岡地域市民後見人養成定期研修」を開催しました

9月30日(木)、市民後見人養成講座を修了し、市民後見人候補者として名簿登録されている方や既に後見人として活動されている方を対象に定期研修を開催しました。

当日は、21名の皆さんにご参加いただきました。今回の研修では、市民後見人の受任状況や活動の実際等について事例を含めて学びました。以下は、当日の研修内容の抜粋です。

①市民後見人受任の現状（講師：盛岡市長寿社会課）

- ・盛岡市における市民後見人は12人（活動終了を含む）
- ・現状では、首長申立事案について、受任者調整検討会議を経て、家庭裁判所に市民後見人を推薦し、受任が決定している。
- ・市民後見人は、専門職後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士）と2人で活動。ペアとなった専門職後見人と相談しながら活動していただいている。



②市民後見人による保佐活動（講師：市民後見人、専門職後見人）

- ・身上保護としては、被保佐人と月2回面接、関係者との情報交換、面会記録の作成、郵便物の管理等を実施
- ・財産管理としては、毎月の通帳記帳、収支一覧作成、領収書整理、現金出納帳の作成等
- ・本人の意思を重視した支援を大切にしていきたい。
- ・市民後見人が安心して活動できる支援体制が必要である。



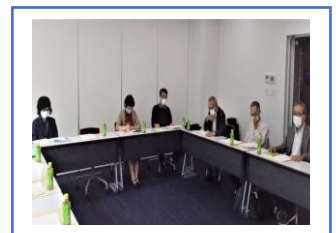
③市民後見人の支援（講師：盛岡広域成年後見センター）

- ・センターでは、市民後見人が受任した場合、円滑に後見活動が行われるよう支援。親族後見人についても課題や問題点等の把握に努め、必要に応じて家庭裁判所と連携しながら支援している。
- ・権利擁護支援が必要な人が速やかに制度利用につながるよう、さらに制度利用後は本人の意思を重視した支援がなされるよう、地域における見守り、支援のネットワークづくりを進めている。

「盛岡地域市民後見人情報交換会」を開催しました

10月8日(金)、今年度第1回目となる「盛岡地域市民後見人情報交換会」を開催しました。

当初、8月31日に開催の予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、延期していたところ、晴れて開催に至りました。当日は10名の市民後見人（推薦者を含む）の皆さん及び盛岡市、滝沢市からもご出席をいただきました。



会議では、始めに受任ケースについて活動報告をしていただき、その後、活動を通しての悩みや課題などについて、情報交換を行いました。

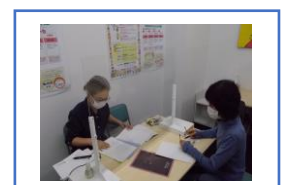
被後見人は高齢の方が多くもあり、受任後、施設に入所した、あるいは入所を検討中である、といった報告や受任後に債権が判明した、先般、救急搬送され、親族に連絡を取り延命治療について確認した等のお話がありました。市民後見人の皆さんは、ペアである専門職後見人とよく連絡を取り合い対応されている様子でした。また、活動全般を通して、被後見人本人に寄り添い、本人の意思を尊重するという基本を大切にしていることも強く感じられました。

課題としては、市民後見人活動に係る賠償責任保険や受任後に判明した債権回収業者への対応等に係る市民後見人住所の明記等が挙げられました。

当センターでは今後も定期的に情報交換会を開催し、市民後見人の活動を支援していきたいと考えています。今回は、有意義な情報交換ができ、参加者の皆さんに感謝申し上げます。

「市民後見人活動コーナー」も活用されています

当センターでは、開設時より「市民後見人活動コーナー」を事務所内に設けています。市民後見人の増加とともにコーナーの利用も増えており、ペアの専門職後見人との打合せや書類作成等に活用いただいています。後見人活動に関する相談をお受けすることもあります。限られたスペースではありますが、今後も気軽にご利用いただければと思っています。



〔利用風景〕

相談状況 ～令和3年度上半期の状況～

令和3年度は、9月末現在で既に331件の相談がありました。

令和2年度は、年間で400件の相談でしたので大変増えている状況にあります。

今年度は、具体的に申立てを検討されての相談が多く、それに伴い来所相談も増えていますが、ご自宅や病院等への訪問相談も増えています。

当センターに相談に至る経緯には、様々な状況がありますが、次のような例があります。

- ・金融機関の窓口で成年後見制度の利用を勧められたので、制度について知りたい。
- ・一人暮らしの母が認知症となり、今後の生活が心配である。
- ・認知症の父名義の不動産売却にあたり、後見人をつける必要が生じた。
- ・精神科病院を退院するにあたり、制度の活用を考えたい。
- ・子どもに知的障がいがある。将来に備えて、制度について知っておきたい。



相談内容によっては、関係する相談機関をご紹介する等、相談内容に応じた対応に努めています。

相談の内訳は、下記のとおりです。

相談件数		331	<p>相談件数</p> <p>電話 52%</p> <p>来所 39%</p> <p>訪問 8%</p> <p>その他 1%</p>
相談形態	電話	173	
	来所	127	
	訪問	27	
	その他	4	
相談内容	財産管理	2	<p>相談内容</p> <p>申立手続 38%</p> <p>制度内容 50%</p> <p>身上監護 1%</p> <p>財産管理 1%</p> <p>その他 10%</p>
	身上監護	4	
	申立手続	127	
	制度内容	164	
	その他	34	
相談者	本人	26	<p>相談対象者</p> <p>高齢者 70%</p> <p>精神障がい者 17%</p> <p>知的障がい者 7%</p> <p>その他 6%</p>
	家族・親族	213	
	行政	8	
	地域包括支援センター	12	
	居宅介護支援事業所	14	
	相談支援事業所	8	
	福祉施設・事業所	5	
	病院	24	
	その他	21	
	相談者対象者	高齢者	
知的障がい者		24	
精神障がい者		57	
その他		19	

今後の盛岡広域成年後見センターの業務予定



12月1日(水) 盛岡広域成年後見専門職連絡会議

成年後見制度が「利用しやすく、利用してよかった」と受け止めてもらえる仕組みづくりを進めるため、今年度、新たな試みとして専門職の方々の情報の共有化を図ることを目的に会議を開催します。
※当初9月3日に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、延期していたものです。

12月8日(水) 盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会

成年後見制度の利用を促進していくため、さまざまな課題等について、地域の各関係機関（団体）が情報を共有し、運用の改善を図ることを目的に会議を開催します。

1月25日(火) 市民後見人養成定期研修

盛岡地域市民後見人の会会員及び盛岡市民後見人名簿登録者を対象に、市民後見人として活動する際に必要となる知識・技術のさらなる向上を図り、活動意欲の保持につなげることを目的に研修会を開催します。

【今後の新型コロナウイルス感染状況によりましては、予定が変更となる可能性がありますことをご了承いただきますようお願いいたします。】

成年後見制度の相談について

- ・制度や申立手続きについて詳しく知りたい
- ・親族後見人になったが事務処理に不安がある
など、お気軽にご相談ください。

面談で相談するメリット

- ・資料を見ながら説明を聞くことができる
- ・夫婦や親子等で一緒に話を聞くことができる
- ・制度や申立てについての理解が深まる

- 相談方法 ① 電話相談
② 来所相談（具体的な相談は、来所による相談をお勧めします。）
③ 出前相談（来所が難しい場合は、施設等へ出向くことも可能です。）

相談窓口 平日の午前8時30分から午後5時30分まで
電 話 019-626-6112 FAX 019-656-0612

- ※ 来所相談や出前相談をご希望の場合は、事前にご予約をお願いします
既に相談予約が入っている場合、せっかくお越しいただいても対応できないことがあります。
- ※ 相談にお車でいらした場合は、岩手教育会館の駐車場の利用に限り、1時間を限度として駐車券を差し上げます。

盛岡広域成年後見センター

〒020-0022
盛岡市大通一丁目1番16号
(岩手教育会館2階)
特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内
電話 019-626-6112
FAX 019-656-0612
URL <https://www.koukennet.org>

